

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切

2件 不当金額(支出) 5623万円
(前年度 3件 6091万円)

1 基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県等に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

都道府県等は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」)に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業(以下「基金事業」)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金(都道府県等からの補助金を「基金補助金」)を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際(以下「災害等による停電時」)に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

2 検査の結果

2事業主体において、太陽光発電設備及び蓄電池設備の設計が適切でなかったため、災害等による停電時に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(以下「必要電力量」)又は必要な電力が確保されておらず、取り崩された基金計5623万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

<事例>

滋賀県蒲生郡日野町は、災害時に避難所等として利用する必佐小学校及び日野町役場に、それぞれ太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費計8563万円(基金補助金計4538万円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。同町は、小学校における太陽光発電設備等の設計に当たり、太陽光発電設備を2系統に分けて設置することとし、それぞれの系統の出力を10.60kW及び6.36kWとしていた。そして、太陽光発電設備で発電した全電力は、災害等による停電時には、キュービクル式高圧受変電設備(以下「キュービクル」)を経由しての電力供給はできないことから、キュービクルを経由しない送電線のみを用いて供給するなどとしていた。

しかし、同町は、設計図書において、出力6.36kWの太陽光発電設備については、誤って、キュービクルを経由しない送電線を設けることとしていなかったため、災害等による停電時には当該太陽光発電設備により発電した電力を供給することができないなどの状態となっていた。そこで、太陽光発電設備等により供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、供給できる電力量は、出力10.60kWの太陽光発電設備のみから供給される30.52kWhとなっていて、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電を行うために必要な電力量を加えた電力量の計(以下「昼間必要量」)47.99kWhを大幅に下回るなどしていた。

さらに、同町は、町役場における一部の系統の太陽光発電設備についてキュービクルを経由しない送電線を設ける設計としていなかったため、上記と同様に供給できる電力量が昼間必要量を大幅に下回るなどしていた。

したがって、小学校及び町役場に設置した太陽光発電設備等(工事費相当額4347万円、国庫補助金相当額4335万円)は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。

(注) キュービクル式高圧受変電設備 変圧器等の機器を配線し金属製の箱に収めた設備

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
環境本省	滋賀県	東近江市	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成28	2324万	2324万	1288万	1288万
同	同	蒲生郡日野町	同	28	4538万	4538万	4335万	4335万
計		2事業主体			6862万	6862万	5623万	5623万